（公示）

第十九条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示するものとする。

一　第二条第五項の登録をしたとき。

二　第八条の規定による届出があったとき。

三　第十一条の規定による届出があったとき。

四　第十五条の規定により第二条第五項の登録を取り消し、又は既存住宅状況調査技術者講習事務の停止を指示したとき。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第一（第三条第三項第三号関係）（Ａ４）

既存住宅状況調査技術者講習事務の概要

1．受講資格

2．講習科目及び時間割

3．内容の一部免除に関する免除対象者及び免除科目

4．修了証明書の有効期間

5．既存住宅状況調査技術者等に関する情報の公表方法

6．住宅居住者等からの相談等の窓口

様式第二（第七条第十三号関係）（Ａ４）

既存住宅状況調査技術者講習修了証明書

（氏　　名）

年　月　日生

証明書番号　第　　号

講習修了年月日　年　月　日

既存住宅状況調査技術者講習登録規程第２条第５項に規定する既存住宅状況調査技術者講習を修了したことを証する。

本修了証明書の有効期間は、　年　月　日までとする。

講習実施機関名

代表者名　　印

○国土交通省告示第八十二号

既存住宅状況調査方法基準を次のように定める。

平成二十九年二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

既存住宅状況調査方法基準

（趣旨）

第一条　この基準は、既存住宅状況調査の適正な実施を図るため、既存住宅状況調査の方法の基準について定めるものとする。

（定義）

第二条　この基準において「既存住宅」、「既存住宅状況調査」又は「既存住宅状況調査技術者」とは、それぞれ既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第二条第三項から第五項までに規定する既存住宅、既存住宅状況調査又は既存住宅状況調査技術者をいう。

2　この基準において「一戸建ての住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第一条第四号に規定する一戸建ての住宅をいう。

3　この基準において「共同住宅等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第四号に規定する共同住宅等をいう。

4　この基準において「小規模住宅」とは、階数（地階を含む。以下同じ。）が三以下で延べ面積が五百平方メートル未満の既存住宅をいい、「大規模住宅」とは、小規模住宅以外の既存住宅をいう。

5　この基準において「構造耐力上主要な部分」とは、既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第一項に定める住宅のうち構造耐力上主要な部分をいう。

6　この基準において「雨水の浸入を防止する部分」とは、既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第五条第二項に定める住宅のうち雨水の浸入を防止する部分をいう。

7　この基準において「確認済証」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第十八条第三項の確認済証をいう。

8　この基準において「劣化事象等」とは、劣化事象その他不具合である事象をいう。

9　この基準において「蟻害」とは、しろありの蟻道及び被害（複数のしろありが認められることを含む。）をいう。

10　この基準において「腐朽等」とは、腐朽、菌糸及び子実体をいう。

（既存住宅状況調査を行う者）

第三条　既存住宅状況調査技術者（以下単に「調査者」という。）が行う既存住宅状況調査は、次の各号に掲げる対象住宅（既存住宅状況調査の対象となる既存住宅をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ既存住宅状況調査技術者のうち当該各号に定める者が行うものとする。

一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である既存住宅　同法第二条第二項に規定する一級建築士

二　建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物である既存住宅（前号に掲げる既存住宅を除く。）　前号に定める者又は同法第二条第三項に規定する二級建築士

三　前二号に掲げる既存住宅以外の既存住宅　前号に定める者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士

2　調査者は、公正に、かつ、この基準に定めるところにより、既存住宅状況調査を行うものとする。

（既存住宅状況調査の方法）

第四条　調査者は、既存住宅状況調査として、第十一条の規定による確認及び次の各号に掲げる対象住宅の構造の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める調査を行うものとする。

一　木造　次条及び第六条の規定による調査

二　鉄骨造　第七条及び第八条の規定による調査

三　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）　第九条及び第十条の規定による調査

四　前三号に掲げる構造以外の構造　その構造に応じて前三号に定める調査に準じる調査

2　前項に規定する調査（以下単に「調査」という。）の対象となる部位（以下「対象部位」という。）には、対象住宅（次項に規定する住戸型調査にあっては、調査の対象となる部分に限る。）に存在しない部位を含まないものとする。